

小山工業高等専門学校における日本学生支援機構給付奨学生への推薦基準

校長裁定

平成 29 年 6 月 14 日

一部改正 平成 30 年 6 月 11 日

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を家計の困窮度が高い者から順に選考し、機構に推薦するものとする。

(1) 人物について

以下の全てに該当すること

- ①進級又は進学が明確で、希望する進路及び将来への展望がある
- ②学則を遵守し、高専生にふさわしい学校生活を送っている
- ③学校行事等において他の学生と協力するなど、十分な協調性を備えている

(2) 学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること(社会的養護を必要とする学生(注)は③に該当すること)

- ①前年度の学業成績が各クラスの上位 3 分の 1 以内の者
- ②課外活動等において具体的な成果が認められる者(小山工業高等専門学校学生表彰規則第 2 条第 1 項第三号、第四号及び第五号に該当する者)で、かつ前年度の学業成績が各クラスの上位 3 分の 2 以内の者
- ③進級後又は進学先での学修に対する意欲が認められる者

(3) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする学生の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者も進級又は進学が非常に困難な状況にあると認められること。

なお、該当者の選考にあたっては、贈与税の非課税措置が適用される直系尊属からの教育資金一括贈与の受贈者かどうかも考慮する。

- ①市区町村住民税所得割を課されていないこと(奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が 0 円であること)
- ②生活保護を受給していること(奨学金申込日現在において保護費を受給していること)
- ③以下(注)の施設等に入所していること(学生が 18 歳時点で入所していた(又はしていることが見込まれる)こと)

(注) 社会的養護を必要とする学生とは、申込時に以下の施設等に入所等している（学生が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））学生をいう。

- ①児童養護施設（児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する施設)
- ②児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ③児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ④児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ⑤小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ⑥里親（同法第6条の4に規定する者）

【給付奨学生採用候補者】

平成30年度以降に高等専門学校（第4学年）へ進級又は大学・短期大学・専修学校専門課程に進学する高等専門学校3年生

附 則

この基準は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年6月11日から施行し、平成30年6月1日から適用する。